【福岡地裁の換価基準について】

第1 換価等をしない財産

- 1 破産者が有する次の(1)から(9)の財産については、破産手続における換価又は取立て (以下「換価等」という。)をしない。ただし、破産管財人の意見を聴いて相当と認 める場合は、法定自由財産でないものについて、換価等をすることができる。
- (1) 99万円に満つるまでの現金
- (2) 預貯金 (残高合計が20万円以下である場合に限る。)
- (3) 保険契約解約返戻金(見込額合計が20万円以下である場合に限る。)
- (4) 自動車(処分見込額合計が20万円以下である場合に限る。) ただし、初度登録から5年を経過した自動車については、なお相当な価値があることが類型的にうかがわれるもの(ハイブリッド車、電気自動車、外国製自動車、排気量2500ccを超えるものなど)を除き、価額を0円とみなすことができるものとする。
- (5) 居住用家屋の敷金等返還請求権
- (6) 電話加入権
- (7) 退職金債権のうち支給見込額の8分の7相当額(8分の1相当額が20万円以下である場合には、当該退職金債権の全額)
- (8) 家財道具
- (9) 差押えを禁止されている動産又は債権
- 2 前項により換価等をしないことが財産状況報告集会において裁判所によって了承された財産については、自由財産拡張の裁判があったものとして取り扱う。

第2 換価等をする財産

- 1 破産者が第1の1項(1)から(9)に規定する財産以外の財産(財産の種類が同(1)から(9)に該当しない財産と合計額が上限額を超える財産の双方を含む。)を有する場合には、当該財産については、すべて換価等を行う。ただし、破産管財人の意見を聴いて相当と認めるものについては、換価等をしないものとすることができる。
- 2 前項ただし書により換価等をしないことが財産状況報告集会において裁判所によって了承された財産については、自由財産拡張の裁判があったものとして取り扱う。

第3 換価等により得られた金銭の破産者への返還

- 1 換価等により得られた金銭は、破産管財人の意見を聴いて、換価等しない財産 (第 1の1項(7)の財産については、退職金支給見込額の8分の1で評価し、同(8)(9)の財 産の額は算入しない。) との合計額が99万円に満つるまでの範囲内で相当と認める 額を、破産者に返還することができる。
- 2 前項の規定により破産者に返還することが財産状況報告集会において裁判所によって了承された金銭については、自由財産拡張の裁判があったものとして取り扱う。

第4 自由財産拡張の申立て等

1 破産者は、第2の1項ただし書、第3の1項又は第5の適用により自由財産とする ことを求める場合は、速やかに、裁判所及び破産管財人に対し、自由財産の拡張に関 する上申書を提出するとともに、破産管財人に対し、協議の申出を行う。裁判所ない し破産管財人が第1の1項ただし書を適用しようとする場合で、破産者が換価等しないことを求めるときも同様とする。

- 2 破産管財人との協議が整わない場合又は自由財産とすることが財産状況報告集会において裁判所によって了承されないことが見込まれる場合は、裁判所に対し、自由財産拡張の申立書を提出する。財産状況報告集会の前に自由財産とすることを求める場合も同様とする。
- 3 裁判所は、自由財産拡張の申立てを却下する場合又は財産状況報告集会の前に自由財産拡張を認める場合は、自由財産拡張の申立てに対する明示の裁判を行う。

第5 この基準によることが不相当な事案への対応

この基準によることが不相当と考えられる事案については、破産管財人の意見を聴いた 上、この基準と異なった取扱いをすることもできるものとする。

以上